

令和5年度税制改正について (速報)

2022年12月16日
日本商工会議所

- 中小企業関係租税特別措置については、すべて延長
- 償却資産に係る固定資産税の軽減措置が新たに創設
- 総務省が検討する外形標準課税の対象拡大は、令和5年度改正では見送られる

①延長（一部拡充／見直し）となる中小企業関係租税特別措置

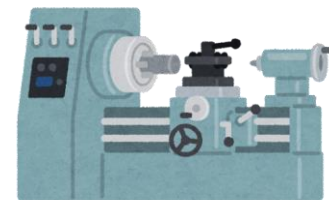
- ✓ 中小企業経営強化税制（即時償却／税額控除10%or7%）
- ✓ 中小企業投資促進税制（30%特別償却／税額控除7%）
- ✓ 中小企業の法人税率の軽減措置（所得800万円までの税率19%→15%）
- ✓ 研究開発税制（中小企業：試験研究費の12～17%税額控除、控除上限は法人税額の25～40%）
- ✓ 地域未来投資促進税制（建物等に対する20%特別償却／税額控除2%等）
- ✓ 中小企業防災減災税制（防災設備に対する18%特別償却）

②新たに創設される項目

- ✓ 償却資産に係る固定資産税の軽減措置

③令和5年度改正では見送られる項目

- ✓ 外形標準課税の対象拡大（現在は資本金1億円超の企業が対象。外形逃れのため減資する企業が相次いでおり、総務省がその対応措置として検討）



○商工会議所の強力な要望活動の結果、制度導入後の「免税事業者の課税転換後の税負担」と「事務負担」を軽減するため、以下の措置が講じられる

①税負担増に対する軽減措置

・ **免税事業者が課税転換した場合、納税額を売上税額の2割とする（3年間の時限措置）**

例：売上800万円（税抜）の免税事業者（イラスト制作）が課税転換した場合



通常

納税額：40万円

※簡易課税（みなし仕入率50%）を適用

軽減措置

納税額：16万円

※売上税額80万円×2割

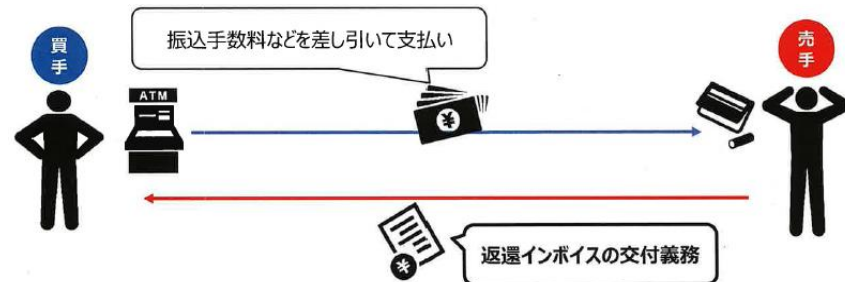
負担を軽減

②事務負担増に対する軽減措置（その1）

・ **売上高が1億円以下等の事業者の1万円未満の仕入については、インボイス不要で帳簿のみで仕入税額控除を可能とする（6年間の時限措置）**

③事務負担増に対する軽減措置（その2）

・ 売手負担の振込手数料等、1万円未満の少額な値引きについては、返還インボイスの交付を不要とする



電子取引のデータ保存義務化の要件緩和

※2022年12月16日時点
の情報を元に作成

③

○2024年1月から開始する電子データで受け取った領収書等のデータ保存義務化について、商工会議所の要望を踏まえ中小企業等の経理事務の実態が考慮され、以下のとおり保存要件の緩和が講じられる

・スムーズな税務調査等のための検索機能の確保要件（※1）や改ざん防止措置要件（※2）が緩和

		検索機能確保要件 （※1）	出力書面の保存	改ざん防止措置要件 （※2）
原則		必要	不要	必要
特例	①売上高5,000万円超の事業者	不要	必要 （日付・取引先で整理必要）	必要
	②売上高5,000万円以下の事業者	不要	不要 （書面で保存してもよい）	必要
	③システム対応が間に合わない等の理由がある事業者	不要	必要 （日付・取引先での整理不要）	不要



メールで受け取った電子データは、税務職員から求められた際にデータで渡せるようにしておけば、保存の方法は問わない。

データ保存義務化の対応が簡単に！

（※1） データで受領した領収書等を、**日付・金額・取引先**で検索できるよう保存しなければいけないとする要件

（※2） 以下のいずれかを実施しなければいけないとする要件

- ・タイムスタンプが付与されたデータを受領するまたは自社がタイムスタンプを付与する
- ・訂正や削除の履歴が残るシステムを利用する
- ・改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る

防衛力強化に向けた財源確保について

※2022年12月16日時点
の情報を元に作成

④

○防衛力の強化に向けて、以下の措置が講じられる予定。これにより令和9年度（2027年度）に1兆円強の財源を確保するとしている。

税目	方式等	施行時期
法人税	<ul style="list-style-type: none">● 法人税額に対し、税率4～4.5%の新たな付加税を課す。● 中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除することとする。 $\text{付加税額} = \left(\text{法人税額} - \text{500万円の税額控除} \right) \times \text{付加税率} 4 \sim 4.5\%$ <p>これにより、年間所得2,400万円以下の中小法人（約96%※の中小企業）は対象外に！</p>	令和6年以降の適切な時期
所得税	<ul style="list-style-type: none">● 所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課す。● 現下の家計を取り巻く状況に配慮し、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間を延長する。延長期間は、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さとする。	
たばこ税	<ul style="list-style-type: none">● 3円／1本相当の引上げを、国産葉たばこ農家への影響に十分配慮しつつ、予見可能性を確保した上で、段階的に実施する。	

